2　算定政令第五条第一項第一号ロ(2)に規定する被用者保険等保険者である組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該組合の後期高齢者支援金の納付に要する費用の額

二　イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た率

イ　前々年度における当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものの数

ロ　前々年度における当該組合の被保険者の数

3　算定政令第五条第一項第一号ロ(2)に規定する被用者保険等保険者である組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金の額は、当該組合の前期高齢者交付金の額に第一項第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

第七条の四を次のように改める。

第七条の四　算定政令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める算定方法）

（算定政令第五条第三項に規定する組合特定被保険者に係る納付費用額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を控除した額とする。

一　イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額

イ　当該組合の前期高齢者納付金の納付に要する費用の額

ロ　(1)に掲げる数を(2)に掲げる数で除して得た率

(1)　前々年度における当該組合の組合特定被保険者のうち前期高齢者である加入者であるものの数

(2)　前々年度における当該組合の被保険者のうち前期高齢者である加入者であるものの数

二　イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額

イ　当該組合の後期高齢者支援金の納付に要する費用の額

ロ　(1)に掲げる数を(2)に掲げる数で除して得た率

(1)　前々年度における当該組合の組合特定被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものの数

(2)　前々年度における当該組合の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものの数

三　イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額

イ　当該組合の介護納付金の納付に要する費用の額

ロ　(1)に掲げる数を(2)に掲げる数で除して得た率

(1)　前々年度における当該組合の組合特定被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものの数

(2)　前々年度における当該組合の被保険者のうち介護保険法第九条第二号に規定する被保険者であるものの数

四　当該組合の前期高齢者交付金の額に第一号ロに掲げる率を乗じて得た額

第七条の四の次に次の四条を加える。

（算定政令第五条第四項第二号及び第五項第三号ハに規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の五　算定政令第五条第四項第二号及び第五項第三号ハに規定する組合特定被保険者（指定組合特定被保険者（同条第四項第一号に規定する指定組合特定被保険者をいう。次条において同じ。）を除く。第二号イ、第七条の七及び第七条の八において同じ。）に係る前期高齢者交付金の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該組合の前期高齢者交付金の額

二　イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た率

イ　前々年度における当該組合の被保険者のうち前期高齢者である加入者であるものの数

ロ　前々年度における当該組合の被保険者のうち前期高齢者である加入者であるものの数

四　当該組合の前期高齢者交付金の額に第一号ロに掲げる率を乗じて得た額

（算定政令第五条第五項第一号に規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の六　第七条の四の規定は、算定政令第五条第五項第一号に規定する指定組合特定被保険者に係る特定納付費用額の算定について準用する。この場合において、第七条の四中「組合特定被保険者」とあるのは、「指定組合特定被保険者」と読み替えるものとする。

（算定政令第五条第五項第二号及び第三号イに規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の七　算定政令第五条第五項第二号及び第三号イに規定する組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該組合の前期高齢者納付金の納付に要する費用の額

二　第七条の五第二号に掲げる率

（算定政令第五条第五項第三号ロに規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の八　算定政令第五条第五項第三号ロに規定する組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる率を乗じて得た額とする。

一　当該組合の後期高齢者支援金の納付に要する費用の額

二　イに掲げる数をロに掲げる数で除して得た率

イ　当該組合の後期高齢者支援金の納付に要する費用の額

ロ　(1)に掲げる数を(2)に掲げる数で除して得た数

(1)　前々年度における当該組合の組合特定被保険者の数

(2)　前々年度における当該組合の被保険者の数

第八条から第九条の五までの規定中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

第十条中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改め、同条第六号中「すべて」を「全て」に改める。

第十一条（見出しを含む。）中「第五条第七項」を「第五条第八項」に改める。

第十二条第一項中「第五条第七項」を「第五条第八項」に、「厚生労働大臣の」を「厚生労働大臣が」に、「同条第一項第一号イ」を「同条第四項第一号」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「（指定組合特定給付見込額」という。）を除く。）」を削り、同号ロ中「（指定組合特定納付費用見込額」という。）を除く。）」を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二　イ及びロに掲げる額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額からハに掲げる額を控除した額）に千分の百三十を乗じて得た額

イ　特定給付見込額

ロ　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第二号に規定する額

ハ　算定政令第五条第四項第二号に規定する額

三　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　(1)に掲げる額に(2)に掲げる割合を乗じて得た額

(1)　特定納付費用見込額のうち算定政令第五条第五項第三号イ及びロに規定する額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から同号ハに規定する額を控除した額）

(2)　算定政令第五条第五項第三号ニに掲げる割合

ロ　(1)に掲げる額に(2)に掲げる割合を乗じて得た額

(1)　特定納付費用見込額のうち前号ロに掲げる額及びイ(1)に掲げる額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から同号ハに掲げる額を控除した額）を控除した額

(2)　算定政令第五条第五項第四号に掲げる割合

第十三条第三項中「前項」を「前項第一号イ及び第二号イ」に改め、「（指定組合特定給付見込額を除く。）」を削り、同条第四項中「とし、指定組合特定納付費用見込額を除く。」を削る。

第十五条第一項中「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。

附則第四条の表以外の部分中「、第七条、第七条の四」を「、第七条、第七条の四から第七条の七まで」に改め、同条の表を次のように改める。

第二条第三項	及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等	、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等